

平成25年 1月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果
について

警察庁において、平成24年11月2日から同年12月1日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、7件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第2号）
- (2) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（平成25年国家公安委員会規則第1号）

2 命令等の案を公示した日

平成24年11月2日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 7件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 7件

電子メール 0件

F A X 0件

郵 送 0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について

(1) 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

今回の改正案の内容について、賛成の立場から、

「手がかり再生」の配点を増やすことにより、正確な判定が可能となるため、歓迎である

といった御意見がありました。

また、反対の立場から、

「手がかり再生」については、手がかりを示す前後にかかわらず、正答すれば一律に同じ得点とするべき

といった御意見がありました。

今回の改正は、平成23年度に警察庁が実施した「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究（ ）」において、認知機能検査の運用データ等の分析を行い、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえて行うものです。

「手がかり再生」において、手がかりを示す前に正しく回答した場合の得点を2倍とする配点方法については、上記の調査研究におけるデータ分析の結果、現行の配点方法に比べ、認知症患者と健常高齢者の得点差がより顕著であったことから、そのように見直すこととしたものです。

(2) 運転免許を受けた外国人等の国籍に関する規定の整備

この項目に対する御意見はありませんでした。

2 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案について

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案に対する御意見はありませんでした。